

今後の取組について（中間整理）

令和2年12月18日
自由民主党政務調査会

1. 感染症対策の基本的考え方

今年に入って、日本及び世界の新型コロナウイルス感染症の流行は拡大を続けており、いまだ収束の見通しは立っていない。振り返れば、感染症の流行は有史以来、世界各地の人類の歴史の中で、幾度となく大きな爪痕を残してきた。医学が発達した現代においても、人類は生命や健康と社会経済活動の双方に甚大な影響を及ぼす感染症を繰り返し経験している。

現在、新型コロナウイルスは、全国各地で急速な感染拡大を続けており、一部の地域では医療提供体制への負荷が増大し、日々の国民生活にも甚大な影響を与えていた。こうした中で、国民が質の高い医療を必要なときに受けられる医療体制を堅持し、国民の命と健康を守り抜くとともに、国民の生活や経済を揺るぎなく支えることが、政府与党に対する最も大きな国民の期待であると考える。政治には、国民の命と健康を守る責任がある。こうした国民の期待、切なる声に真摯に向き合い、現場の人々の思いに寄り添いながら、責任与党として真に効果のある政策を推進していくなければならない。

こうした観点から、これまで党新型コロナウイルス感染症対策本部では、幅広い関係者からヒアリングを行ってきた。真に有効な政策の鍵は、常に現場にあるからである。このヒアリングの結果やこれまで我が党で積み重ねてきた議論を踏まえ、新型コロナウイルスに対する今後の取組について中間的な整理を行った。

感染対策はまさに危機管理であり、大胆な決断が求められる。今後、果敢な施策を適時適切に実行し、与党としての責任を果たしていきたい。

各般の施策を実行していくに当たっては、何よりも国民の理解と協力が不可欠であり、政府与党を挙げて、率直な言葉で、国民に分かりやすく、メッセージを伝えることに全力で取り組む。今後、各般にわたる政策を磨き上げ、政府与党が十分なリーダーシップを發揮し、国民の心に届くメッセージを発信していくこととする。

2. 新型コロナウイルスを巡るこれまでの経緯

本年1月16日に国内で最初の感染例が発表された後、我が国では、春と夏に大きな感染拡大を経験した。

春の感染拡大に対しては、4月から5月にかけて緊急事態宣言を行い、

首都圏・関西圏の朝のピーク時間帯における駅の利用を7割程度減少させるなど、国民の社会経済活動を全般的に抑制した結果、4月10日に708人に上った新規陽性者数を5月25日には20人まで引き下げることができた。

夏の感染拡大に対しては、歓楽街から感染が拡大したことを踏まえて、緊急事態宣言により広範な活動制限を行うのではなく、地域や業種を絞ったピンポイントでメリハリのある対策（重点的なPCR検査の実施と営業時間短縮要請等）を講ずることによって、社会経済活動との両立を図りながら、8月7日に1,595人に上った新規陽性者数を9月23日には216人まで引き下げることができた。

この間、我が党から、季節性インフルエンザ流行期の対策や治療薬・ワクチン開発、雇用対策等について政府に対応を求め、これに応じて政府と地方自治体が必要な政策を実行してきた。また、政府与党として、新型コロナウイルス対策に万全を期すため、3次にわたる令和2年度補正予算を取りまとめ、令和2年度予備費についても機動的に活用して、必要な支援を実施してきた。

この結果、我が国では、他の先進国と比べて感染者数や死亡率が圧倒的に小さく、人口10万人当たりの死者は、欧米の60～90人に対し、我が国では1.8人となっている。この事実によってコロナ禍を過小評価したり今後の流行を予断してはならないが、欧米先進国に比べて感染を抑え込むことができた背景としては、国民皆保険制度の下で質の高い医療が提供されていること、公衆衛生の水準が高いこと、政府からの呼び掛けに対して多くの国民が理解し、協力したことなどが挙げられる。

夏以降減少に転じた新規陽性者数は、10月以降増加に転じ、12月には過去最多の水準に達している。新型コロナウイルスが流行する初めての冬を迎えた今、全国各地の医療提供体制は厳しい局面を迎えている。この難局を乗り切るため、我が国の強みを生かし、これまでの経験やデータに基づく科学的知見に基づき、予防と治療の両面において効果的な対策を講じて、国民の予見可能性を確保しつつ、感染対策と社会経済活動の両立を図っていかなければならない。具体的には、以下のように取組を強化する。

3. 今後の取組

(1) 感染予防策の進化

新型コロナウイルス感染症の基本的な感染予防策については、「3密」等感染リスクを高める行動の回避、マスクの着用、手指消毒、換気の徹底などの基本的な感染防止策の周知啓発に取り組んできた。また、専門家の

助言を得て、飲食業を含め各業界で業種別ガイドラインを策定し、業界内での周知を徹底する等、経済活動の様々な場面で基本的な感染予防対策が実践されている。さらに、クラスターを封じ込め、二次感染を防止するため、夏の感染拡大の中心的な場となった歓楽街の分析に基づき、エリア・業種を絞って重点的にPCR検査を実施し、営業時間短縮要請等を行っている。こうした取組については、これまでの経験や分析で得られた知見を活用して、より効果的なものに進化させ、社会経済活動と両立しやすくするべきである。

スーパーコンピューターや最新技術を用いて、野球場や映画館などにおいて規制を緩和しても感染防止効果を維持できることが分かっている。引き続き、学際的な研究開発と調査分析を支援し、経済活動と両立できる感染対策の進化に取り組む。

また、外国人コミュニティや若年層等において、早期探知しにくいクラスターが発生しており、ターゲットを絞った効果的な情報発信や、情報や医療・保健サービスの多言語化を含む支援策の充実に取り組んでいく。

(2) 検査体制・保健所の強化

保健所は、相談対応や積極的疫学調査等、地域における新型コロナウイルス感染症対策の拠点としての役割を担っており、その体制を強化するため、自治体における全庁的な応援体制や自治体間・国からの専門職の応援派遣スキームの構築、HER-SYSの運用改善に取り組んできた。新型コロナウイルス感染症の急速な拡大への対応や、東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据えて入国者への対応の増加が見込まれることを踏まえ、引き続き、その体制の強化に取り組む。

検査については、これまで累次の補正予算や予備費により、PCR検査や抗原検査の検査体制を拡充してきた。この結果、全国の一週間の検査実施件数は、4月上旬の約5万件から12月上旬の約26万件まで増加しており、一日の検査能力は、PCR検査9万件以上、検疫の抗原検査2万件となっている。

新型コロナウイルス感染症の急速な拡大を踏まえ、重症者や死亡者の発生をできる限り食い止めるため、医療機関や高齢者施設等での積極的な検査等、必要に応じた柔軟な取扱いを徹底していく。また、季節性インフルエンザの流行を見据え、かかりつけ医等に直接電話相談し、受診する体制とし、それを支える検査能力を確保する。

民間検査機関による自費検査については、検査機関のオープンデータ化等を進め、利用者が納得できる価格と質の検査を受けられる環境を整備するとともに、民間検査機関と医療機関との連携を推進することにより、陽

性となった場合の適切な対応を確保する。

(3) 医療提供体制の拡充

国民の生命と健康を守るため、これまで累次の補正予算や予備費により、コロナ関係の診療報酬の増額、慰労金の支給、国から医療機関に対する医療用物資のプッシュ型配布やG-MISを活用したプル型の緊急配布、また十分な人工呼吸器の確保など、医療提供体制の確保・充実を行ってきた。

新型コロナウイルス感染症の急速な拡大に伴い、医療への負荷が厳しさを増しており、都道府県における病床や宿泊療養施設の確保、広域の専門人材の派遣、自衛隊による支援など、各地域の医療提供体制の状況に応じ、どこでも必要な医療サービスが受けられる体制の維持に全力を傾注する。このため、緊急包括支援交付金を増額するとともに、速やかに執行する。併せて、感染状況がさらに悪化することも想定して、引き続き、病床と医療従事者の着実な確保や医療用物資の円滑な供給等の支援を行う。

また、医療機関等における感染拡大防止・診療体制確保等への支援や、特に減収の大きい小児科をはじめ、地域の医療提供体制の確保のために必要な支援を行う。

(4) 医学的知見の集積と治療薬・ワクチンの研究開発

新型コロナウイルス感染症による重症者や死者を抑制するためには、医療従事者に必要な情報を提供するとともに、治療薬の研究開発の支援と供給の確保が必要である。

新型コロナウイルス感染症の治療については、抗ウイルス薬やステロイド剤を活用した治療法の標準化などもあり、6月から9月までの入院症例の観察（レジストリ）研究においては、呼吸不全などにより入院した患者の死亡割合は、大幅に低下している。引き続き、症例分析等の医学的知見の集積を通じた標準的な治療法の普及等や、治療薬の研究開発・確保に取り組む。

また、国立国際医療研究センターにおいて、患者の臨床像と行われた治療等の臨床情報を収集し、新型コロナウイルス感染症の重症化因子の解明や今後の予防法・治療法の開発等に資する基礎データを得ることを目的に行っている観察研究を推進する。

ワクチンの確保については、開発が進んでいる製薬会社と政府との間で、既に2億9千万回分を契約・合意した。我が国としては、安全性・有効性の確認が最優先であるとの前提の下に、来年の前半までに全ての国民に提供できる数量を確保するべく、引き続き、供給契約の締結や開発支援等を進める。

また、ワクチンの開発が成功した際には、我が国における医薬品医療機器等法上の適切な審査と承認を経た上で、希望する全ての国民が円滑にワクチン接種を受けられるよう、改正予防接種法に基づき、地方自治体や医療関係者等と連携しながら、コールドチェーンを含む接種体制の整備等に取り組む。合わせて、安全性や有効性を含めたワクチンに係る様々な情報について、国民の理解が得られるよう、科学的知見に基づいた正確な情報を丁寧に発信していく。

新型コロナウイルスの感染が世界で広がる中で、ワクチンについても、世界の人々に公平に供給されるよう国際社会と協力していくことも我が国の責任である。COVAX や CEPI 等への拠出を通じて、ワクチンの研究開発や普及を支援する等、政府与党として、国際社会における取組にリーダーシップを発揮していく。

(5) 偏見・差別問題への対応

感染者やその家族、勤務先等に対する偏見や差別は、絶対に許してはならない。

感染者やその家族、勤務先等に対する不当な扱いや誹謗中傷は、人権侵害に当たり得るのみならず、コロナとの闘いに全ての国民が一丸となって取り組まなければならないときに、社会を分断することにつながる。また、感染後の差別的な言動への恐怖心から、体調不良時の受診の遅れや検査回避、陽性判明後の保健所の積極的疫学調査への協力を拒否することなどにつながり、結果として感染防止対策に支障を来すおそれもある。

これまで、国、地方自治体、民間企業、各種団体等による啓発や相談の実施など、差別的な言動の防止に向けた官民の取組みが進められるようになり、社会の問題意識も高まって、被害を受けた人々に対する激励や共感を示す市民も増えている。こうした動きを着実に推進することが政治の責任であり、我が党は、悪質な偏見や差別の撲滅に向け、最新かつ確かな知識の周知に努めるとともに、人権が侵害されるような事態が生じないよう引き続き取り組む。

(6) 経済と生活の支援

新型コロナウイルス感染症の経済への影響に対しては、これまで過去最大規模の3度の補正予算を編成し、これらを可能な限り迅速に執行することにより、感染防止対策に万全を期すとともに、雇用と事業、生活を守ってきた。世界でも最も手厚いレベルの雇用調整助成金は、これまで約200万件、約2.4兆円を超える支給決定を行い、企業の雇用維持の取り組みを

強力に支援してきた。Go To キャンペーンについては、感染防止対策を講じることを大前提に、柔軟・適切に運用を行ってきており、トラベル事業については、少なくとも 5260 万人泊の利用があり、民間機関の試算では 5兆円の経済効果をもたらすと見込まれている。

今後は、12月8日に決定された、財政支出40兆円、直接的なGDP押し上げ効果3.6%の「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を着実に実行に移し、引き続き、万全の感染防止対策を講じる。感染症の影響に対し、まず雇用については、引き続き雇用調整助成金による雇用の維持に取り組むとともに、新たな分野への労働移動の支援や、求職者向けの支援の拡充等の雇用対策に取り組んでいく。また、緊急小口資金等の特例措置の延長等により生活をしっかりと守っていく。Go To トラベルについては、今般、札幌市、大阪市に加え、東京都、名古屋市及び広島市についても、今月27日まで到着分は一時停止し、出発分も利用を控えるよう呼びかけするとともに、12月28日から1月11日まで本事業を全国一斉に一時停止することとした。感染拡大防止と経済社会活動の両立という観点から、本事業については、引き続き感染状況を踏まえて機動的・弾力的に運用しながら、来年6月末までを基本の想定として延長する。同時に、ポストコロナに向け、グリーンやデジタルなど成長分野に民間投資を呼び込みながら、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、成長力の強化を図ることで、日本経済を民需主導の成長軌道に戻していく。

(7) 東京オリンピック・パラリンピック

来年夏の東京オリンピック・パラリンピックは、我が国のみならず世界中の人々が心待ちにする国家的な行事であり、感染拡大防止策と社会経済活動の両立の成功の証としなければならない。感染拡大防止に資する科学的な知見を基にデジタル技術等を活用して、迎え入れる国民も、世界中から来訪するアスリートや観客の方々も、ともに安心して参加し、多くの人々の心に永くレジェンドとして残る大会とせねばならない。東京オリンピック・パラリンピックの成功は、その後のインバウンドの再興にも寄与する。

このため、訪日外国人観光客向けの新型コロナウイルス感染症対応についての一元的なサポート窓口である外国人観光客等発熱健康サポートセンター（仮称）を設ける。また、訪日外国人観光客の健康情報等を管理する入国者健康管理システム（仮称）を整備する。

(8) 制度の在り方

先の臨時国会において、新型コロナウイルス感染症対応のための緊急的

な措置として、全会一致で予防接種法及び検疫法の改正が行われた。

現在、全国各地で感染拡大が続いている、まずは感染の早期収束を最優先に全力を挙げて取り組まねばならない。足元の感染拡大防止を行う上で直面している早急に対応すべき課題について、次期通常国会において法制化を行うべきである。

①感染症法について

新型コロナウイルス感染症は、本年2月に政令により指定感染症として感染症法の適用対象となった。しかしながら来年早々にはその適用期限を迎えるため、政令により更に1年間延長する必要がある。指定感染症としての指定は最長2年間であることを踏まえ、適切な新型コロナウイルス感染症対策を実施していくことができるよう、法的対応を講じる必要がある。

感染症法においては、地域の感染症の発生状況に即応した対応を行うため、主に保健所設置自治体が措置を講ずることとされているが、広域的な感染拡大がみられる場合等には、国や異なる自治体間の情報連携が不可欠である。一方、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応においては、都道府県と保健所設置市・特別区の間や異なる都道府県間の情報連携が円滑に進まない場合が見られたことから、医師の届出等について保健所設置市区から国だけでなく都道府県にも共有されることとする等についての法令上の枠組みを設けるべきである。さらに、より効率的・効果的な情報連携を図るためにHER-SYSの活用が重要であり、HER-SYSの利用の推進を図るための法令上の根拠を設ける必要がある。

また、感染症対策においては、その病態を迅速に評価することが重要であり、新型コロナウイルス感染症についても、感染症法に基づく発生動向調査に加え、病原体サーベイランスや患者の観察（レジストリ）研究を推進していくことが重要である。国立感染症研究所と国立国際医療研究センターとの間の連携を進め、調査研究を強化するとともに、こうした取組を確実かつ効果的に推進するための法的根拠を整備すべきである。

さらに、これらに加え、現在行われている対策の実効性を高めるための措置を講じる必要がある。新型コロナウイルス感染症の患者については、重症者に対する医療提供体制を確保するため、無症状者、軽症者等については宿泊療養・自宅療養を実施しているが、その位置付けが明確でなく、患者が自治体の要請に応じない場合が生じている。また、積極的疫学調査は、感染源の推定や濃厚接触者の把握等を行うものであり、感染対策において重要な役割を担っているが、その実効性の確保や明確化が課題であるとの指摘がなされている。こうした課題を踏まえ、個人の権利に十分に配慮しながらも、現下の感染拡大に対処するために、これまでの取組で得ら

れた知見や経験を踏まえ、宿泊療養等を法的に位置付けるとともに、国の自治体に対する指示についてより明確化するなど、国と地方自治体の権限の強化や役割の明確化を図るなどして、より確実な取組を推進するための方策を講じるべきである。

②新型インフルエンザ等対策特別措置法について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）は、国民の大部分が免疫を獲得していないことから全国的かつ急速なまん延のおそれがある新型インフルエンザ等の流行という危機に対して、社会全体にわたる対策を規定した法律である。本年3月の改正により、新型コロナウイルス感染症は、特措法の対象となった。感染症法と同様に、来年早々には、その適用期限の延長を決定するとともに、法改正に向けては、今回のような感染症を特措法上に的確に位置付けることが必要である。

また、特措法は、基本的人権の尊重を掲げ、国民の権利と自由の制限を必要最小限にしなければならないと規定しており、全体として強制力が小さい緩やかな法体系である。このような法体系の中の緊急事態宣言であっても、我が国の経済・雇用に与えた影響は甚大であった。再び緊急事態宣言の発令に至らないよう、地域や業種を絞ったピンポイントでメリハリのある対策によって、社会経済活動を全面的に縮小させることなく、感染拡大防止と両立を図っていくことを、基本的な方針とすべきである。この点、夏以降に各地域で行われている地域や業種を絞った営業時間短縮等の要請や重点的なPCR検査の実施は、社会経済活動と感染拡大防止の両立に資する取組であり、その有効性については専門家も確認している。

地域や業種を絞った営業時間短縮等の要請は、法的には、都道府県知事が「新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる」との特措法第24条第9項の規定のみに依拠している。これまでの経験・知見を踏まえ、こうした緊急事態宣言に至らない段階における地域の感染状況を踏まえた都道府県知事の感染拡大防止の取組について、一定の法的枠組みを設けてその実効性を高めることが必要である。現在、都道府県が営業時間短縮・休業要請等に協力する事業者に対して協力金を支払う場合に、地方創生臨時交付金の協力要請推進枠を活用して国が支援を行っており、これは、都道府県知事による迅速かつ機動的な対応の後押しになっている。今後とも、こうした支援を確実に行う。

また、全国知事会からは、緊急事態宣言下における都道府県知事の要請等に違反した場合の罰則を明記することが提案されている。こうした強制力を有する仕組みで実効性を持たせるべきとの指摘を十分に踏まえて都道府県知事の要請等の実効性向上を図る。

コロナとの闘いが続く中で、国民生活のあらゆる側面に影響を与える感染症法や特措法の在り方については、様々な角度から幅広い議論が必要であり、国民の権利の制約となる事柄の検討に当たっては、その必要性を十分に考慮することが必要である。感染症法においても特措法においても、人権の尊重が規定されており、こうしたことに留意しながら検討を行い、バランスのとれた法制度とすべきである。我が党は責任与党として、国民の命と暮らしを守るためにより良い仕組み・制度を迅速かつ着実に構築する。それとともに、国及び地方自治体は、感染拡大防止のために適確な対応を果斷に実行していくことが強く求められる。

(9) 感染症対策のガバナンス体制

新型コロナウイルス感染症への対策という危機管理を行うためには、司令塔機能の強化が必要である。司令塔機能を高めるため、内閣の感染症にかかる危機管理の体制強化を行う。

また、国立感染症研究所の大幅な増員を行い、緊急時対応機能の強化、実地疫学専門家養成コース(FETP)の充実や疫学的分析体制の整備を行う。

国立感染症研究所と国立国際医療研究センターが連携して、感染症の疫学情報、臨床情報等の国立感染症研究所への集約を図り、感染力や罹患した場合の重篤性等を迅速に評価し、情報発信する仕組みを整備するとともに、新たな治療法の開発等のためのデータの利活用の検討を進める等、国立感染症研究所と国立国際医療研究センターの体制強化を図りつつ、双方の連携を強化する。

さらに、現場を支える体制の強化として、有事に備えた保健師等派遣の仕組みであるIHEATのさらなる活用やクラスター班の派遣体制の拡充・システム化を行う。

併せて、HER-SYSやG-MIS等の関連システムの活用により、医療機関・保健所・行政機関等の情報収集・共有の迅速化等を図るとともに、収集したデータの多角的な分析・公開に取り組む。また、各システムの効果的・効率的な運用を図る観点から、各システム間の横断的な情報連携等を推進していく。

(参考) ヒアリング実績

令和2年10月28日（水）

全国生活衛生同業組合中央会	理事長	大森 利夫
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会	会長	多田 計介
全国飲食業生活衛生同業組合連合会	専務理事	小城 哲郎
全国社交生活衛生同業組合連合会	常務理事	保志 雄一

令和2年11月5日（木）

日本経済団体連合会	事務総長	久保田 政一
日本商工会議所	常務理事	久貝 卓

令和2年11月19日（木）

日本医師会	会長	中川 俊男
日本歯科医師会	会長	堀 憲郎
日本薬剤師会	会長	山本 信夫
日本看護協会	会長	福井 トシ子

令和2年12月14日（月）

全国知事会	社会保障常任委員会委員長/鳥取県知事	平井 伸治
公益社団法人日本芸能実演家団体協議会	会長	野村 萬
緊急事態舞台芸術ネットワーク	代表世話人	野田 秀樹